

京都市告示第478号

京都市梅小路公園条例第3条第2項の規定に基づき、「緑の館内レストラン」を供用しない日について、次のとおり臨時変更します。

平成28年12月22日

京都市長 門川 大作

区分	期間	供用しない日	
緑の館（その他の部分）	平成28年12月28日（水）から同月31日（土）まで 及び平成29年1月1日（日）から同月4日（水）まで	変更後	1月1日及び12月31日
		現行	1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(南部みどり管理事務所)